

四日市市告示第 3 1 8 号

四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）交付要綱

（通則）

第 1 条 この要綱は、医療機関・薬局等に対し、四日市市物価高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、四日市市令和 7 年度物価高騰対策緊急支援金の交付に関する規則（令和 8 年四日市市規則第 46 号。以下「規則」という。）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第 2 条 支援金の交付対象となる者は、申請日において、四日市市内に開局・開設されている次の各号のいずれかに該当する施設を運営する者とする。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する病院（保険医療機関に限る。ただし公立病院を除く。）
- (2) 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所（保険医療機関である医科・歯科に限る。ただし公立診療所を除く。）
- (3) 医療法第 2 条に規定する助産所
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 2 条第 12 項に規定する薬局（保険薬局に限る。）

2 前項において、支援金の交付申請時点で廃止（病院、診療所は保険医療機関の廃止、薬局は保険薬局の廃止をいう。）又は休止している施設は、支援の対象外とする。ただし、事業譲渡等による廃止であって、譲渡先において引き続き診療等を継続している等、市長がやむを得ないと認めた場合はその限りではない。

（交付対象経費及び交付の額）

第 3 条 交付対象経費は、交付対象者が運営する前条第 1 項に規定する施設における令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの電気代・ガス代・ガソリン代（消費税及び地方消費税を除く）相当分とし、交付の額については、別表 1 に定めるとおりとする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に定める物価高騰対策緊急支援金交付申請書は、第1号様式のとおりとし、請求書は第2号様式のとおりとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 申請受付開始日及び申請期限は、令和8年5月11日から令和8年9月30日までとする。

(交付決定及び交付金額の確定)

第6条 規則第5条に定める交付決定兼額の確定通知書は、第3号様式のとおりとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和8年11月30日限りで、その効力を失う。

別表1

交付対象経費	交付対象者	交付額
電気・ガス代相当分	病院及び有床診療所(※2)	17,400円×許可病床数(※4)
	無床診療所(医科・歯科)及び薬局(※2)	62,350円
	助産所	39,050円
ガソリン代相当分(※1)	病院、有床診療所、無床診療所(医科・歯科)、助産所及び薬局(※2)(※3)	4,900円

(※1) ガソリン代相当分については、支援金の申請時点で、東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」、「支援病」、「支援診」、「在医総管」、「歯援診」または「在薬総」のいずれかの届出が受理されており、令和7年4月1日から令和7年12月31日の期間に、これらに係る診療報酬の請求の実績がある施設に限る。

また、事業所において車両の燃料費を負担している場合に限る。

(※2) 病院、診療所及び薬局については、令和7年4月1日から令和7年12月31日の期間に、診療報酬の請求の実績がある施設に限る。

(※3) 助産所については、助産所開設届が受理されたうえで、令和7年4月1日から令和7年12月31日の期間に、業務の実績がある施設に限る。

(※4) 許可病床数は、医療法第27条の使用許可を受けた病床数であって、支援金の申請時点での病床数とする。

四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）交付申請書

令和 年 月 日

四日市市長 あて

申請者 (開設者)	フリガナ			
	申請者（開設者）の 名称			
	申請者（開設者）の 所在地	(郵便番号 —)		
代表者	職名		氏名	

施設	フリガナ			
	施設の名称			
	施設の所在地	(郵便番号 —)		
	フリガナ			
管理者の氏名				

申請の担当者	職名			氏名	
	電話番号		E-mail		

【申請に関する誓約事項】

<p>(1) 本申請書の記載内容に虚偽がないことを誓約します。 虚偽の事実が判明した場合は、支援金の一部又は全額を返還します。</p> <p>(2) 【病院、診療所、薬局】 保険医療機関、保険薬局であり、令和7年4月1日から12月31日の期間に、診療報酬の請求の実績を有します。</p> <p>(3) 【助産所】 助産所開設届が受理されたうえで、令和7年4月1日から12月31日の期間に、助産の実績を有します。</p> <p>(4) ガソリン代相当分の請求に際しては、令和7年4月1日から12月31日の期間に、関係する診療報酬の請求の実績を有します。</p> <p>(5) 本支援金等に関する報告や調査について、市から求められた場合には、これに応じます。</p>

【裏面もご記入ください】

申請額（申請内容）

病院（※1）	許可病床数（※5）	床
支援対象経費	該当する区分に○を してください	申請額
1 電気・ガス代相当分（※3）		円
2 ガソリン代相当分（※4）		円
計		円

有床診療所（医科・歯科）（※1）	許可病床数（※5）	床
支援対象経費	該当する区分に○を してください	申請額
1 電気・ガス代相当分（※3）		円
2 ガソリン代相当分（※4）		円
計		円

無床診療所（医科・歯科）（※1）	許可病床数（※5）	床
支援対象経費	該当する区分に○を してください	申請額
1 電気・ガス代相当分（※3）		円
2 ガソリン代相当分（※4）		円
計		円

助産所（※2）	許可病床数（※5）	床
支援対象経費	該当する区分に○を してください	申請額
1 電気・ガス代相当分（※3）		円
2 ガソリン代相当分（※4）		円
計		円

薬局（※1）	許可病床数（※5）	床
支援対象経費	該当する区分に○を してください	申請額
1 電気・ガス代相当分（※3）		円
2 ガソリン代相当分（※4）		円
計		円

注意事項

- （※1）申請日において、保険医療機関、保険薬局の指定を受けている施設が申請可能。
（公立病院及び公立診療所は除く）
- （※2）申請日において、開設届が受理されている施設が申請可能。
- （※3）「電気・ガス代相当分」は、申請するすべての施設に該当。
- （※4）「ガソリン代相当分」は、申請時点で、東海北陸厚生局へ受理記号「精在宅援」「支援病」「支援診」「在医総管」「歯援診」または「在薬総」のいずれかの届出が受理されており、令和7年4月1日～12月31日の期間に、これらに係る診療報酬の請求実績がある施設のみ該当。
（事業所で車両の燃料費を負担している場合に限る）
- （※5）使用許可病床数は、申請日における使用許可病床数である。

第2号様式（第4条関係）

請 求 書

金 円

四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）として、上記金額を請求
します。

年 月 日

所在地
名 称
代表者
対象施設の名称

四日市市長 あて

振込口座情報	
金融機関名	
金融機関コード	
支店名	
支店コード	
種別	
口座番号	
口座名義人	
口座名義人（カナ）	

（注）通帳の写し（口座番号及び名義人の分かる頁）を添付すること

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

四日市市物価高騰対策緊急支援金交付決定兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった、四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）については、四日市市物価高騰対策緊急支援金の交付に関する規則（令和8年四日市市規則第46号）第5条の規定により、下記のとおり交付決定するとともに交付額を確定しましたので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 支援金の名称 四日市市物価高騰対策緊急支援金（医療機関・薬局等）
- 2 対象施設の名称
- 3 交付決定兼交付確定額 金 円